

単品スライド条項の運用について

国土交通省 大臣官房
技術調査課
事業評価・保全企画官 森本 輝

公共工事において、契約の片務性の排除と不明確性の是正を図るため、物価の変動等による請負代金額の変更、いわゆるスライド条項が工事請負契約書第25条に規定されている。これは、建設工事は工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は、契約当初から予見可能なものであるとしてこれによって請負代金額を変更する必要はない。その一方で、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え

から本条が規定されているものである。

「単品スライド条項」は、昭和55年のオイルショックの際、特定の資材の価格が高騰したが、単年度工事はいわゆる全体スライド条項では対応できないことからこの工事毎に特約条項として実施された。その後、翌年の昭和56年に工事請負契約書第25条第5項として追加された規定である。

この度、昨今の鋼材類や燃料油の価格の高騰を受け、単品スライド条項を工事請負契約書に規定して以来初めて発動できるよう、6月13日付けで当面の間の基本的なルールを定めたのでここに報告する。

「公共工事標準請負契約約款」第25条(スライド条項)

(賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)

第25条 甲又は乙は、工期内で請負契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不適当となった認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。

2 甲又は乙は、前項の規定による請求があったときは、変動前残工事代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残工事代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残工事代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。

3 変動前残工事代金額及び変動後残工事代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

4 第1項の規定による請求は、本条の規定により請負代金額の変更を行った後再度行うことができ。この場合においては、第1項中「請負契約締結の日」とあるのは、「直前の本条に基づく請負代金額変更の基準とした日」とするものとする。

5 **特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。**

6 予期することのできない特別な事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適当となったときは、甲又は乙は、前各号の定めにかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

7 第5項及び前項の場合において、請負代金額の変更額については、甲乙協議して定める。ただし、協議開始の日から○日以内に協議が整わない場合にあっては、甲が定め、乙に通知する。〔注〕○の部分には、原則として、「14」と記入する。

8 第3項及び前項の協議開始の日については、甲が乙の意見を聴いて定め、乙に通知しなければならない。ただし、甲が第1項、第5項又は第6項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、乙は、協議開始の日を定め、甲に通知することができる。

全体スライド { 1, 2, 3, 4, 7, 8

単品スライド { 5, 6

インフレスライド { 6, 7, 8

スライド条項について(契約約款第25条)

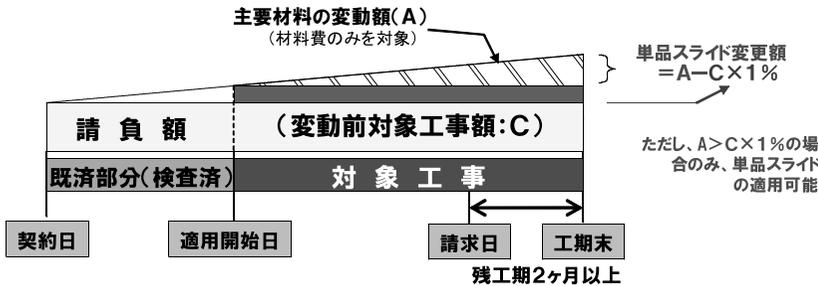
価格変動が・・・

- 通常合理的な範囲内である場合には、請負契約であることからリスクは受注者が負担
- 通常合理的な範囲を超える場合には、受注者のみのリスク負担は不適切

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 (比較的大規模な工事)	すべての工事 (運用通達発出日時点で継続中の工事 及び新規契約工事)
条項の趣旨		長期間の工事における通常予見不可 能な価格の変動に対応する措置	特別な要因により主要な工事材料の著し い価格の変動に対応する措置 (単年度工事など全体スライドの対象となら ない工事にも適用できる補完的措置)
請負額変更 の方法	対象	資材、労務単価等 (価格水準全般の変動)	鋼材類及び燃料油 (特定の資材価格の急騰な変動)
	受注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライドと併用の場合、全体スラ イド適用期間における負担はなし)
これまでの事例		ほぼ経年的にあり (直轄土木工事H18実績7件)	S55に1回 それ以降発動実績なし

単品スライド(工事請負契約書第25条第5項)

対象資材: 鋼材類、燃料油



(参考)全体スライド(工事請負契約書第25条第1項～第4項)



●具体的なルールについて

①対象資材について

公共工事において使用している頻度の高い主要な材料のうち、請負代金額に影響が生じるほど短期間で価格が全国的に大幅に高騰している資材として、鋼材類と燃料油の2つの品目を対象とした。ただし、工事毎に主要資材であることを判断するため、品目毎の変動額が対象となる工事費の1%以上を超過している場合にのみ対象とすることができる。

②対象工事

実際の搬入時・購入時における①に該当する各材料の実勢価格を用いて当該工事の請負金額を再積算した場合に、当初金額よりも1%以上変動する工事が対象となる。

当該工事のうち、請求があった時点で出来高部分払いを行った部分以降の部分が単品スライドの対象となる。しかし、今後の出来高部分払い時において、受注者からの求めに応じ単品スライド条項の適用対象とすることができる旨を記載した場合は、その部分も単品スライドの対象とすることができることとしている。

③対象数量の考え方

基本的には、設計図書に記載されている数量を基本とするが、仮設工など設計図書に記載されていない場合は発注者の設計数量を対象数量とすることができる。しかしながら、石材等の各種資材等の運搬にかかる燃料油についても、価格変動により請負代金額が不相当となるものについては、その数量で客観的に確認できるものであれば、対象数量とすることができる。

ただし、対象資材とするためには、受注者は購入先や購入時期、購入金額等を証明する書類を提出する必要がある、これらが

提出されない場合は対象資材とはならない。しかしながら、燃料油については対象数量全てについて書類を揃えることは困難であることから、主なものに関する書類の提出で足りることとしている。

④請負代金の変更額（スライド額）の算定方法

スライド額の算定は、下記の式に沿って、当該工事において対象となった鋼材類又は燃料油に該当する対象資材の単価の変化から算出した変動額のうち、対象となる工事費の1%を超える額とする。変更後の金額は、いわゆる官積算によって算定した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とするが、これは単品スライド条項は資材価格の高騰に対応する特例的措置であることから、仮に市場価格よりも安価で入手したとしても実際に要していない購入費用までを発注者が追加で支払うべきではないとの考え方に基づくものである。

単品スライド条項において、受注者が負担すべき額として、標準契約約款の第29条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までが損なわれないよう定められた「1%」を設定した。なお、全体スライド条項においては、1年以上の工事が対象となることから、比較的規模の大きな建設業者を対象に同様の考え方に基づき「1.5%」が定められている。

$$S = (M \text{ 変更鋼} - M \text{ 当初鋼}) + (M \text{ 変更油} - M \text{ 当初油}) - P \times 1/100$$

$$M \text{ 当初鋼}, M \text{ 当初油} = \{p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m\} \times k \times 105/100$$

$$M \text{ 変更鋼}, M \text{ 変更油} = \{p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m\} \times k \times$$

105/100

S：スライド額

M変更鋼、M変更油：価格変動後の鋼材類
又は燃料油の金額

ただし、上記の式に基づき算出したM
変更鋼、M変更油よりも、実際の購入金額
の方が安い場合は、M変更鋼、M変更油は
実際の購入金額とする。

M当初鋼、M当初油：価格変動前の鋼材類
又は燃料油の金額

p：設計時点における各対象材料の実勢単
価

p'：搬入・購入時点における各対象材料の
実勢単価（搬入・購入時期毎の数量に
応じ、加重平均値。ただし、購入先や
購入時期、購入金額等を受注者が証明
していない燃料油分については、工事
期間の平均値。）

D：4. の規定に基づき各対象材料につい
て算定した対象数量

k：落札率

P：対象工事費

⑤協議の手続き

単品スライド条項は実際の価格変動に基
づき、請負代金額を精算的に変更する規定
であることから、基本的には実際に資材の
購入金額が著しく変動し、工事費全体に影
響が生じた、あるいは生じることが明らか
になった段階で、請求することになる。

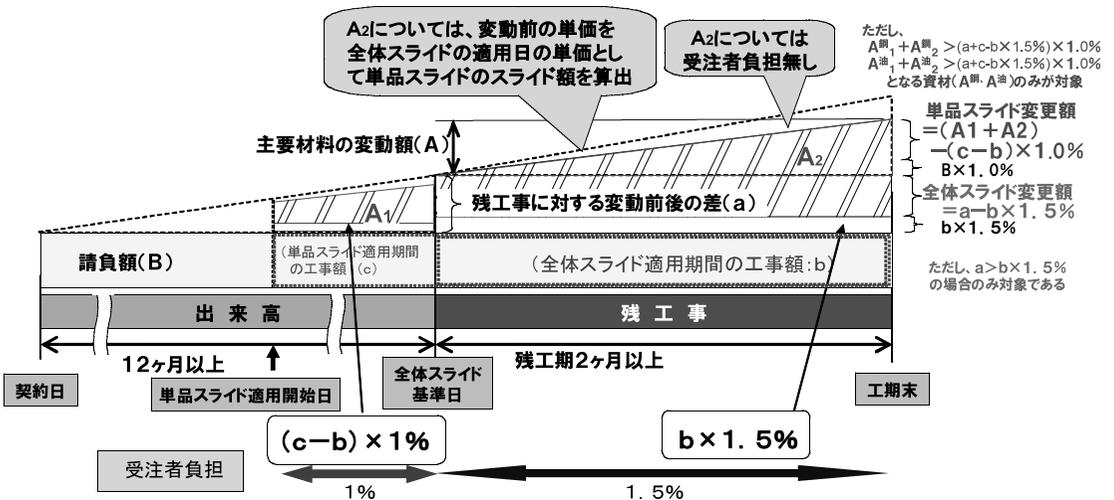
このため、工期内で必要な協議期間及び
契約変更手続きに要する期間を確保できる
よう、遅くとも工期末から2ヶ月前までに
請求することとしている。しかしながら、
通達発出後の周知期間等も必要であることを
考慮し、工期末が平成20年9月30日以
前である工事については工期内であれば7
月30日まで申請できることとしている。

⑥全体スライド条項との併用について

工事請負契約書第25条第1項から第4
項までの規定、いわゆる全体スライド条項
と、単品スライド条項を併用して適用する

全体スライドと単品スライドの併用について

- ・全体スライドで対象としていない価格上昇を単品スライドで反映すること可能
- ・全体スライド条項と単品スライド条項とを併用した期間については、単品スライドの受注者負担はなし



ことも可能であり、全体スライドでは対象としていない価格上昇を単品スライドで反映することができる。

全体スライドは資材を含め、物価や賃金等の変動に伴う価格の変動について対応するものであることから、具体的には単品スライドの適用となっている資材も含め、まず全体スライドでスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライドとの重複を回避するため、全体スライドの対象とした数量について、全体スライド適用日の単価を変動前の単価として単品スライドのスライド額を算出することとなる。

また、全体スライドを適用した部分については受注者はすでに残工事費の1.5%を負担しており、負担の重複を回避する観点から、単品スライドにおける受注者負担はゼロとし、全て発注者の負担とすることとしている。ただし、単品スライドが発動できるのは、変動額が対象工事費（全体スライド条項の適用による変更額を含む）の1.0%を超過している場合に限られることには変わらない。

⑦その他

部分引き渡しを行う工事については、その工事を一つの工事としてとらえ、その部分のみでスライド額の算定を行うこととなる。従って、この部分にかかる工期の2ヶ月前までに請求することが必要となり、引き渡し完了後は当該部分はその後の単品スライドの対象とならないので注意が必要である。

●最後に

今般のルールは他省庁や関係地方公共団体等の発注者に広く情報提供したところである。なお、受注者のみならず、地方公共団体など他の発注機関も含めて、単品スライド条項を円滑に運用するため、7月16日付けで運用マニュアル（暫定版）に詳細な運用をとりまとめたところである。また、各地方整備局等の技術管理課に相談窓口を設けているので、必要に応じてご活用いただきたい。